

変更契約情報

請負人		櫻井建設工業(株) 代表取締役 櫻井 忠成
工事(業務)名		西流下交2号中里4号準幹線(2工区)築造工事
変更前	原請負金額	25,620,000 円
	原契約締結年月日	平成 18 年 9 月 6 日
	工 期	平成 18 年 9 月 6 日から 平成 19 年 3 月 19 日まで
変更後	変更後請負金額	31,533,600 円 (増)減額 5,913,600 円
	変更契約締結年月日	平成 19 年 3 月 15 日
	工 期	平成 18 年 9 月 6 日から 平成 19 年 3 月 19 日まで
変 更 内 容		<p>1. 実施にあたり試掘した結果、開削工法にて計画していたL=157.0m区間において、計画管路位置に埋設構造物が現れ支障となることから開削工法での施工が困難となったため、当該区間を推進工法に変更し、現地精査分と併せて、低耐荷力推進工をL=90.00mから157.0m増工しL=247.00mに、開削工法をL=315.00mから164.5m減工しL=150.50mにそれぞれ変更する。また、推進工法の増工に伴い軽量鋼矢板立坑工5箇所を新たに計上する。</p> <p>2. マンホール工において、当初1号マンホール(φ900mm)を6箇所、計上していたが、試掘の結果埋設構造物が現れ、設置位置が狭隘なこととから、うち5ヶ所を0号マンホール(φ750mm)に変更する。また、推進工法に変更した路線においては小型マンホール1箇所を減工し0号マンホールに変更する。</p> <p>3. 取付管およびます工において、地権者との立会いの結果、取付管布設工を28箇所から7箇所減工し21箇所に、ます設置工を28箇所から9箇所減工し17箇所にそれぞれ変更する。</p> <p>4. 推進工法に変更した路線において、立坑築造及び取付管の設置に伴い既設側溝等が支障となることから、排水構造物撤去再設置工を増工する。</p>